

近代家族の閉塞とあるべき〈家族〉の形

小 泉 菜 穂

目次

はじめに

第1章 近代家族とは何か

　第1節 家族とは何か

　第2節 近代家族の成立

　第3節 近代家族の規範

第2章 近代家族の変容と閉塞

　第1節 性別役割分業

　第2節 婚姻制度

　第3節 近代家族の変容

　第4節 近代家族の何が問題なのか

第3章 近代家族を超えて

　第1節 あるべき〈家族〉とは

　第2節 多様な家族の可能性

おわりに

はじめに

私は一昨年に近代家族についての発表をして以来、家族というものに対して強い関心を抱くようになった。というのも、その発表の際に知った「家族は政治的につくられたものである」という言説にとても強い衝撃を受けたからである。それまで私にとって家族は、一緒に会話をしたり、ごはんを食べたり、一緒に暮らしているただのありふれた日常としか思っておらず、どう考えても政治とは対極にあるものだった。この、当たり前に一緒に暮らしている私の家族が「つくられた」ものであるという考え方を知って以来、私は家族とは何なのか、家族が「つくられた」ものとはどういうことなのか、また家族をめぐる様々な問題があるということに興味を持ち、今回このテーマを選ぶに至った。

本論文では、私たちが「当たり前」だと感じる家族のありよう、例えば夫婦という男女の結びつきが家族の核となっていることや、子育てや介護は家族がやるべきであるという考え方はなぜ生まれたのかということ、そしてそうした家族のありかたが、それ以外の家族の形を考えることもできないほどに「当たり前」として人間関係を決めているのはなぜなのかということについて考えていく。そして近代家族の問題点を明らかにし、いかにしてその問題点を克服しうるかを探る。

家族とはさまざまな学問的領域を横断しており、どの角度から考えるべきか決めるのは困難であったが、本論文では、これらの問い合わせについて近代家族の大きな特徴である性別役割分業と、家族を支える制度である婚姻制度という視点から捉え、考察していく。

本論文の構成として、第1章では、近代家族の成立の歴史と近代家族に関する社会規範を考え、そもそも近代家族とはどのようなものなのかを明らかにする。つづいて第2章では、近代家族の変容と本論文のテーマでもある近代家族の閉塞について論じる。まず、性別役割分業と婚姻制度はどのようにして出来上がり、どのような特性を持つのかを提示し、その上で、時代の流れやさまざまな要因によって変化する社会規範の変容によって機能不全に陥った近代家族の問題点を論じる。そして第3章では、2章であげた問題を克服するにはどうすべきであるかを考えていく。

1. 近代家族とは何か

1. 1 家族とは何か

「家族」とは何か?と尋ねられたら、あなたはなんと答えるだろう。多くの人はこの質問に対してどう答えてよいものか悩んでしまうであろう。というのは、「家族」、それ 자체は取り立てて難しい言葉ではないが、言葉の意味が大きすぎて答えに詰まってしまうのである。

ある大学の授業にて実施された「家族とは何か、自分で考えたように、定義しなさい」

という問い合わせに対する学生の回答は以下のようなものだった。

- ・「家族」とは、両親がいて、その子供がいて、お互いに支え合って、一番信頼のできる存在。そして、一人一人が必ず持っているもの。自分自身の一番大切な存在。
- ・家族は社会の中で、一番小さい集団であって、生き物にとては、とても大きな存在であると思う。家族は、血のつながりのある人間同士の集まりだけでなく、まったく血がつながっていないくとも、家族といえる。世の中には、色々な形や様子の家族があると思うが、私の中での家族は、「私」を受け入れてくれて、「私」の居場所があり、包み込んでくれるような、あたたかいものに感じる。
- ・愛し合う男女が結婚して子供が産まれ、みんなが支えあいながら生活していくもの。他の何にも代えられないほど大切なもの。
- ・家族とは子どもの小さい頃の生活環境の土台となる存在である。親は家族のために働き、子どもに学校に行かせ養っていかなければならない。そういう事よりも家族に精神的に支えられる部分も多いはずだと私は思う。
- ・私の立場から見たら、父、母、兄弟、祖父母などが一つの家に集まり、父は社会で働き、母は家事をし、父の稼ぐお金で家族全員が生活すること。また子供は、父から援助され、学校へ通い勉強する。家族全員でよりそい、互いに助け合うということだと思います。

1

これらの回答から見て取れる第一の点は、「自分の考えたように」とあらかじめ指示をしていたにもかかわらず、非常に似通った、一定のイメージのパターンを多くの人が持っているということである。すなわち、家族とは男女の両親と子どもからなる小さい集団であり、心の絆で結ばれており、信頼し、支え合う、あたたかな場所であるということ。親は子どもに無償の愛を与えて育て、家族は人の成長が決まる基盤となる大切な場所である、ということである。また、教授によれば、『「家族は言葉にできない心のつながりだから、ひとそれぞれだし、形の上での定義などできない」という言い方じたいもまた、均質に出現する。』という。

この均質性、つまり学生たちは、「自分で考えて」書いたにもかかわらず、きわめて似通った家族のイメージが共有されていることは、とても興味深い現象である。

なぜ、日本に星の数ほどもある家族が、これだけ似通ったイメージで考えられているのだろうか。現代を生きる私たちにとって当たり前だと思っていた家族像も、前近代社会の家族像へと目をむけたとき、私たちは愕然とするだろう。

千田によれば、前近代社会では、一般に晩婚で、独身者も多く、恋愛という概念もなく、したがって「運命の人と恋に落ちて、死ぬまで一緒」などと考えて結婚する人などおらず、末子が独立する前に親は死んでいた。また子どもが死んでも親は泣きもせず、子どもが純真などとは思われてはおらず、そもそも家族にプライバシーはなかった。さらにいえば、今私たちが考えるような、生産に消費の単位である「家族」自体が存在しなかった。「家族

¹ 天理大学生涯教育専攻研究室 HP 「家族・社会学・不気味なもの」
<http://www2s.biglobe.ne.jp/~ishitobi/ishitobi03.htm> (最終閲覧日 2016/12/16)

family」という概念が現れるのも欧米でも一七世紀に入ってからであり、そのときにも奉公人などの非血縁者をうちに含んでいた。日本語においても「家族」は family の翻訳語として明治時代につくりだされた言葉であり、最初は家族の「集団」を指す言葉ではなく、家族の個々の「成員」を指す言葉に過ぎなかった。という。(千田 2011:2)

このように、前近代の家族像は近代の家族の理想や現実とは全く異なるものである。二宮は、その著書の中で、家族という集団は、「人と人が愛し合い、一緒に暮らし、子を育て、病気になった家族や高齢の親の世話をする」。したがって、一見するとそれは、「私たちの日常生活であり、法律とは無縁のよう」である(二宮 2007:40)と述べている。だからこそ私たちは、大学でのアンケートでも示されたように、「当たり前」である家族を疑おうとはしないのである。しかし、このように、家族というものは時代によって変容するものであり、私たちが現在馴染んでいる家族形態は、実は近代に入ってつくられた特有の家族の在り方なのである。

では、どのようにして現在最も私たちに馴染みの深い家族形態である近代家族は成立したのであろうか。

1. 2 近代家族の成立

本節では、family の翻訳語として「家族」という言葉がつくりだされ、近代家族への大きなインパクトを残した明治期の家族制度から振り返り、大きく変化している部分、さらに、変化していない部分なども踏まえて論じていく。

「家」制度、すなわち明治民法下において示された日本特有の家族制度は、江戸期の「旧武士層（当時の華族・士族）の家族秩序を政府公認の理想的家族の姿として定着したもの」と川島は指摘している。さらに、この家族制度の特徴は、「家」と「家父長制」が強く結びついた、いわば「家的家父長制」であるという。(川島, 2000:151-157)「家」とは、「世帯の共同とは関係のない血統集団」である。「世帯の共同とは関係のない」とされるのは、本家・分家を含む同族集団や、その中の親家族・子家族の集団といった必ずしも同居を前提としない親族が、「家」として意識されることがあるためである。そして川島は、「家」と「家父長制」が結びつくことによって、家長の権力を神聖化し、それを伝統の力で補強し、権力支配を外見的にみえにくく、穏和なものにしたとしている(川島 2000)。

布施は、「家」制度の特徴として以下の3点をあげる。①徳川時代の武士家族の制度の踏襲、②戸籍法によって「家」を把握、規制し、そうした基盤の上に「家」制度を貫徹させていった、③男女不平等の容認、の3点である(布施 1993:52-72)。

徳川時代における武士の家族制度の大きな特徴は、長男が家督相続者となり、「家」の存続繁栄の責任を担う代わりに、家長としての家内の統制権が保障されるということである。こうした形が、明治の「家」制度下における家長(=戸主)のあり方に踏襲された。嫡出の長男が筆頭相続人となり、家名、家産、家業など「家」に関わるすべての権利義務を継承し、加えて、「家」の統率者として、「戸主権」(「家」の代表者としての権限)、「親権」(親としての権限)、「夫権」(夫としての権限)を持ち、子どもに対する父親としての支配権、妻に対する夫としての支配権、他のきょうだいに対する優越権、使用人に対する絶対

権を持ち合わせたのである。

戸主権には、氏を称する権利に始まり、家族の婚姻や養子縁組に対する同意権とこれらを解消する権利、家族の扶養の義務が含まれる。この戸主権と親権により、例えば、子どもの職業選択や居住地選択はすべて家長が行い、また婚姻に関しても、家長の承諾がなければ成立しないため、子どもの配偶者選択は、家長によって「家」の釣り合いを基準として行われたのである。

一方、江戸期の武家との違いもある。1つは、戸籍法によって届け出婚と夫婦同姓が義務づけられたことである。江戸期までの婚姻は、祝言や親族固めの杯など、親族を中心とする近親者へのお披露目により成立した。しかし、明治になり、戸籍法の制定により、婚姻は婚姻届を提出し、「嫁」は夫方の戸籍に「入ることで成立することとなった。と同時に、妻が夫方の「家」に「嫁入り」することから、妻は夫の氏を名乗ることが定められたのである。

「家」制度は、単なる家族制度にとどまらず、明治期における産業の発展、富国強兵策に基づく軍国主義と天皇国家体制の徹底、生活保障機能の代替という社会的な役割を担っていた（布施 1993:72-85）。明治期には江戸期の「士農工商」という身分制度は廃止されたが、「家」制度下では、先祖代々の「家業」に、老若男女を問わず、家族成員すべてが従事することを基本としていた。こうした体制により、「家」=生産単位という構図が作り出されたのである。

さらに、戸主の家族に対する扶養の義務を徹底し、同族集団（分家に対する本家の、子家族に対する親家族の扶養の義務）といった、世帯を超えた「家」の扶養の義務を強調した。これにより、公的な生活保障制度が未確立のまま、「家」という私的救済制度に頼る体制がかたちづくられたのである。つまり、明治期の「家」制度下における、家族の社会的機能（役割）は、生産単位として日本経済に貢献し、天皇国家体制の基盤づくりを行うことであったといえる。一方、個人的機能（役割）は、個人の社会的地位を付与し、生活上の保障を提供するものであったといえる（松信 2012:4-5）。

日本では、ヨーロッパでの家族史・社会史研究の観点を取り入れて、八〇年代後半以降、家族のありようを見直す議論が盛んになり、「近代家族」という概念が生まれた。（落合 1989）

近代にはいってつくりだされた「近代家族」の特徴は、どのようなものであろうか。ショーターはその著書の中で、家族が変化した要因で最も決定的なものとなったのは「感情」である、と指摘している。そのなかでも伝統的家族が近代家族へと変化したのは次の三つの分野での感情の高まりが原因であったとしている。

- (1)ロマンス革命
- (2)母子の情緒的絆
- (3)世帯の自律性

つまり、近代に入ってから男女は愛情を持って結婚するようになり、母親は子どもを愛し慈しみ、家族が他の共同体から干渉を受けなくなったというのである。

また、日本に近代家族論を紹介した落合は、家族史の研究に基づいて、近代家族の特徴

を以下の 8 点にまとめている（落合 1989）。

1. 家内領域と公共領域の分離
2. 家族構成員相互の強い情緒的関係
3. 子供中心主義
4. 男は公共領域、女は家内領域という性別役割分業
5. 家族の集団性の強化
6. 社交の衰退とプライバシーの成立
7. 非親族の排除
8. 核家族

また 8 番目の核家族を、落合はのちにカッコでくくっている。その理由は、日本のように直系家族（核家族ではなく、祖父母などと同居する家族形態）の規範があり、「核家族制をとらない文化圏を対象とする場合には、家族形態についての規定はとりあえずはずしておいたほうがよい」（落合 1996:29）と判断したためだと説明している。

西川祐子はこの落合の 8 項目の理念型に、さらに次の項目を加えている。（西川 1991）

9. この家族の統括者は夫である
10. この家族は近代国家の単位とされる

しかし西川は後に、この第 10 項目の「この家族は近代国家の単位とされる」を独立させて近代家族の定義として、「残りの 9 項目は近代家族の一般的性質あるいは近代家族のメルクマークにすべきと、逆転して考えるにいたった」（西川 1996:80）という。近代以前の家族が、部分的には近代家族に近い性質を備えていたとしても、国民国家の時代における家族だけが、近代家族と呼ぶにふさわしいというのである。

また山田昌弘は、「近代家族」の特徴として次の 3 点を提出している。（山田 1994）

1. 外の世界から隔離された私的領域
2. 家族構成員の再生産・生活保障
3. 家族構成員の感情マネージャー

（千田 2011:11-12）

つまり、19世紀以降の産業化の進展によって、先祖代々の「家業」に老若男女を問わず家族構成員すべてが従事する、という「家」の役割は衰退していき、職住分離により男性は外で働き女性は家事をするという役割分業が進展する。「家族」は共同体から切り離され、プライベートな領域となっていく。市場労働者である夫は公的領域で戦う戦士であり、「家族」はいわば戦士である夫が疲れを癒し、休息を取る場所となり、家の機能は、労働力を養うことと子供を育てることに限定されていった。市場労働、公的領域とは対局にあり、家内領域、私的領域では、家族構成員はあたたかな情緒的な絆で結ばれた。「愛情の感覚、親

しさ、楽しさ、親密性、感情表出、思いやりなど、人間関係の『よい』側面」(山田 1994:46)は、すべて家族に放り込まれることとなったのである。

私たちは自分の考え方や行動、感情をいつも「自然なもの」として感じているが、実際には「自然」ではありえない。例えば、「人を殺してはならない」というのは私たちにとって当たり前のように感じられるが、戦争中にはこのようなルールは否定されていた。これは極端な例ではあるが、このように考え方などさまざまなことは社会的に決められている。このように人々が「～であるべき」と考えられている、社会的に決められたきまりのことを、「規範」と呼ぶ。

1. 3 近代家族の規範

では、近代家族の規範とはどんなものがあるだろうか。ショーター(1987)は次の3つを挙げている。

1. 夫婦間の絆の規範としてロマンティックラブ・イデオロギー
2. 母子間の絆の規範として母性イデオロギー
3. 家族の集団制の規範として家庭イデオロギー

まず、ロマンティックラブ・イデオロギーとは何か。これは、『「一生に一度の恋に落ちた男女が結婚し、子どもを産み育て添い遂げる」、つまり愛と性と生殖が結婚を媒介することによって一体化されたもの』である(千田 2011:16)。このために、愛のない結婚や婚姻外の性、婚外子、結婚しているのにも関わらず子どもをつくらないこと、などは非難されてきた。かつて我が国では、皆婚規範が強く、特別な理由がない限り人生の中で結婚することが当たり前、とする意識が一般的だった。このイデオロギーの特徴には、すべての人が結婚すべきであるということと、一対の異性愛の特権化があげられる。このイデオロギーは戦後急速に拡がり、1960年代には恋愛結婚が見合い結婚を上回るようになる。²

「近代家族」の形成にはロマンティックラブ・イデオロギーだけでなく、母親が子どもを愛するべきである、という母性イデオロギーも大きな役割を果たした。「母性という神話」を読むと、その母親像に衝撃を受ける。聖アウグスティヌスのキリスト教神学では、子どもは悪の象徴であり、子どもには恐怖心を植え付けるべきだという。そして母親は、子どもに対して無関心なのである。しかし18世紀に入って事態は変わる。「母性」と「愛」とを結びつけて論じられるようになり、母性愛は本能であるという図式が生まれた。しかし母性愛は本能ではなく、子どもを育て共に時間を過ごすことで生まれる感情であるから、この図式は単に近代が産み出した神話にすぎないというのである(バタンデール 1998)。

これはヨーロッパだけでなく、日本でも同様である。江戸時代には子どもを産むことだけが母親の役割とされ、育てることは期待されていなかった(松信 2012:2-4)が、明治期

² 国立社会保障・人口問題研究所「第15回出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査)」http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou15/NFS15_gaiyou3.pdf(最終閲覧日2016/11/30)

になると「良妻賢母」主義による母親役割が強調され、子どもを育てることも母親の役割として期待された。「母性」という概念は、当時の日本社会では新鮮な概念であったのである。

家庭イデオロギーに関してはどうだろう。「家族」という言葉が、父親と母親、そして未婚の子どもからなる集団を指すようになるのは、欧米でも19世紀に入ってからのことすぎず、それ以前、家族は、奉公人をも含む集団のことを意味していた。日本においては、明治期に入ってから「家庭」という言葉が広まり、19世紀末の欧米、特にイギリス中産階級を理想とするもので、スウィートホーム、すなわち「家族みんな仲良く」といったイメージと共に広がったとされている（千田 2011:33-37）。

1章では、家族は時代によって変容するものであり、現在馴染みの深い家族形態は、近代に入ってからつくられた特有の家族の在り方であると述べた。産業化の進展によって先祖代々の家業に家族成員すべてが従事するという「家」の役割は衰退し、職住分離により男性は外で働き女性は家事をするという役割分業が進展。「家族」は共同体から切り離されたプライベートな領域であり、あたたかな情緒的な絆で結ばれている、というのが近代家族の特徴である。そして、近代家族の規範としては、ロマンティックラブ・イデオロギー、母性イデオロギー、家庭イデオロギーの3つが挙げられる。家族とは、「一生に一度の恋に落ちた男女が結婚し、子どもを産み育て添い遂げるもの」と考えられ、皆婚規範が強まり一対の異性愛が特権化された。また、母親には本能的に子どもを愛し、育てるという役割が期待され、家庭は親密で、このうえなく大切であるとされた。これら3つの規範が近代家族の形成に大きな役割を果たしたのである。

2章では、このようにして形成された近代家族の変容と問題点について、性別役割分業と婚姻制度という視点から捉え、考察していく。

2. 近代家族の変容と閉塞

2. 1 性別役割分業

近代家族の大きな特徴としてあげられる性別役割分業は、どのようにして生まれたのであろうか。

パーソンズとベールズは、家族を一小集団と捉えた上で、構造機能主義の観点から、「夫の役割=手段（道具）的リーダー」、「妻の役割=表出（情緒）的リーダー」という夫婦間での役割分業を提示している。（パーソンズ、ベールズ 1981:29-31）手段的リーダーである夫の主たる役割は、家族が生活していく上で必要な手段を調達する、つまり、収入を得ることである。一方、表出的リーダーである妻の主たる役割は、家族成員の情緒的安定や日常生活での配慮に努めること、子どもの社会化を担うこと、すなわち家事・育児を行うことである。そして、このような性に基づいた役割分業が行われる要因については、女性は生物学的特質上、子どもを産み育てなければならないため、母親役割が中心にならざるを得ない。一方、男性はこうした生物学的役割をもたないために手段的役割を担うことには

なるとしている（同：44）。つまり、こうした夫婦間の役割分業は、生物学的にみても「合理的」であるというのである。

しかし、性差によって異なった役割が割り振られたのは、生物学的特質のみで説明されるわけではなく、近代社会の資本主義経済化、工業化という経済・産業構造の変化と、近代社会の特徴である合理主義、効率主義によるところも大きい。この産業構造の転換は、日本経済の中の第三次産業の比率を大きく押し上げた。すなわち衰退産業部門と成長産業部門との入れ替えが急速に行われ、中高年男子労働者の多くが失業する代わりに、女子雇用が増大した。上野（1994：48）は、その理由として、(1)経済のソフト化によって労働の性差が相対的に問題でなくなること、(2)サービス部門では、季節的・時間的変動の大きいイレギュラー・シフトの仕事が増えること、そして、(3)その種の「女向きの仕事」は、「パートタイム労働」としてつくられたことである。したがって、女性に新しく開かれた就労機会は、成人男性が就くはずもない低賃金・不安定雇用の「はした金稼ぎの仕事」だった、と述べている。

つまり、家族の中から成人男性を唯一の生産労働者として労働市場に送り、家庭には一人前の労働者として機能しない成員（子どもや高齢者、病人など）の世話をする成人（女性）を置くというのは、合理主義を追求する近代社会らしい性格があらわれた考え方であるということだ。また、既婚の成人女性には、妊娠・出産の期間があり、その期間は労働市場で一人前に働くには難しいため、家庭内のケアの役割が割り振られたといえる。松信ほか、によれば近代社会における「合理主義」の貫徹のために、割り振りの要因として、

「妊娠・出産」という生物学的特質が利用されたにすぎないといえる。（松信 2012：61）また、1918年から平塚らいてう、与謝野晶子らの間で母性主義論争が起こっており、「母性」という言葉が一般に使われる1920年代前後は、ちょうどロマンティックラブ・イデオロギーの普及とも重なっているという（千田 2011：30-31）。すなわち、夫は外で働き、妻は家事という性別役割分業を支えるのに、母性イデオロギーは適した規範であったのだ。

また、「女性が働く」ということについて、市場社会では低賃金・不安定雇用の「はした金稼ぎの仕事」しかないという問題があったが、問題は市場社会の中だけではない。

市場システムの内部では、働いた分、賃金を得ることができる。しかし、家庭の中でいくら働いても賃金は支払われない。家事や育児、介護など他人に頼めば高い給料が発生する仕事も、家族の中で、特に主婦が行う場合は「当然」のこととみなされて、それが「労働」であるとは考えられない。上野はその著書の中で、「マルクス主義フェミニズムの最大の理論的貢献は『家事労働 domestic labor』という概念の発見である」と述べている。つまり、マルクス主義フェミニズムは、家事労働の歴史性を問うことで、近代社会特有の女性の抑圧の仕組みを暴いた、というのである。（上野 1990：31）

後に、イワン・リイシチはこの家事労働を「シャドウ・ワーク」と名付けた。シャドウ・ワークとは生産活動を維持するために必要不可欠だが、金銭の支払いの対象にならない労働のことであり、影の労働、隠された労働である（リイシチ 1982）。

2011年の総務省「社会生活基本調査」を元に算出した年間無償労働評価額、無償労働時間は、女性の場合、無業有配偶（専業主婦）が最も多く、それぞれ全体で50兆円、3.618万時間となっている。有業有配偶の無償労働評価額は38.5兆円、無償労働時間は2.651万時間と、それぞれ無業有配偶者の4分の3程度である。また、一人当たりの無償労働時

間をみると、男性の場合、1981年以降 2011年に至るまで増加傾向にあり、2011年の年間無償労働時間は284時間となっている。女性の場合、1986年以降は減少傾向を示しており、2011年には1,381時間となっているが、女性の無償労働時間は、男性の4.9倍である。また、一人当たり年間無償労働評価額と無償労働時間は、女性の場合、無業有配偶(専業主婦)の無償労働評価額が最も多く、年齢平均では304.1万円、有業有配偶の無償労働評価額は223.4万円となっている。³

専業主婦はお金に換算すると年間約300万円分家事労働をしている。それにも関わらず「3食昼寝付き」と揶揄されるような状況にあるのだ。このような、「シャドウ・ワーク」の現状が改善されない背景には、家事や育児などの労働を女性が遂行することこそ、家族に対する「愛情表現」とみなす動きがあるためであると思われる。

当人の女性は、家事分担の負担についてどう感じているのであろうか。国際比較調査グループ ISSP の 2012 年度「家庭と男女の役割」の調査の結果から、31 の国と地域を比較し、結婚生活を送る男女の家事の分担と家庭生活の満足度の関係性を計った調査では、1 週間に 20 時間以上家事をしている日本人は、女性は 65%、男性は 4% であり、男女の差は 60% 以上にのぼり、この結果は 31 カ国中 2 番目に差が大きいという結果であった。「自分がしている家事の割合が、自分が適当と思う割合と比べてどう感じるか」という項目では、「多い」（「かなり多い」と「やや多い」の合計）を感じている日本人は、男性で 6% であるのに対し、女性では 69% にのぼり、31 の国と地域の中で最も多い。男女平等が比較的浸透しているといわれているノルウェーやフィンランド、スウェーデンなどの北欧諸国でも、女性で不公平感を感じている人は約半数にのぼり、男性よりも高い数字になってはいるものの、日本女性と比べると少ない。そして家庭生活の満足度については、「満足」（「非常に満足」と「満足」の合計）を感じている日本人は、男性で 43%、女性で 33% と各国の中で低い水準となっている。また、満足度の男女差が 10% あり、これは各国の中で 4 番目に多い。⁴ このように、女性は家事分担について不公平感を感じているのである。⁵ このようにデータからみても、日本の女性は、伝統的な役割分担が固定されている状況からぬけ出せず家事分担に不公平感を感じている。また家庭生活の満足度は男女共に各国の中では低い水準である。家庭生活の満足度に影響を与える項目を分析していくと、家事分担の公平感が大きく関係していることがわかった。このことから、夫の家事参加が増えれば家庭生活の満足度も高まることを示唆している。

³ 内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部 地域・特定勘定課「家事活動等の評価について -2011 年データによる再推計-」

<http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/satellite/roudou/contents/pdf/kajikatsudoutou1.pdf> (最終閲覧日 2016/11/24)

⁴ 家庭生活の満足度は、夫婦間の会話や情緒的な結びつきなどによっても左右されるであろうが、この調査の中では、日本・韓国・アメリカ・フィンランドなどの国でも、家事分担の公平感が家庭生活の満足度と関係しているという結果がでた。

⁵ NHK 放送文化研究所「家庭生活の満足度は、家事の分担次第？」

https://www.nhk.or.jp/bunkan/research/yoron/pdf/20151201_5.pdf (最終閲覧日 2016/12/02)

2. 2 婚姻制度

次に、近代家族を支える制度である婚姻制度について考えていく。まず、結婚とは何か、結婚の定義を辞書で引くと、次のように説明される。「男女が夫婦になること。今日の社会では法律上の手続きを裏づけとし、社会的に認められ、経済面、精神面でお互いに助け合いながら一緒に暮らすことをいう」（梅棹 1995:668）。

この説明は、村上（1999）によれば、「結婚が法律行為であることを前提とした法律婚主義の日本国社会が想定されている」という。また、結婚という言葉は法学上では「婚姻」の用語を使う。なぜなら結婚という言葉は男女の結合関係を成立させる行為に主意が置かれていることが多いのに対し、婚姻は男女の結合関係を成立させる行為と、それによって成立する結合関係との二つの意味を持っているからである、婚を結ぶのが結婚なら、その成立した実行行為全体を視野に入れた概念が婚姻というわけである。

では、婚姻の定義を辞書で引くと、婚姻とは「社会的に公認された男女の継続的な性的結合の制度」（梅棹 1995:812）、「協力と同棲を伴い、社会的に承認された永続的な性結合を中心とする男女関係。したがって、単なる性関係や性愛で結ばれた男女関係とは区別され、一定の権利＝義務関係に体系化された社会制度となっている。一夫一婦がふつうであるが、一婦多妻を容認する社会も少なくない。制度的、拘束的な側面と個人的、自由的な側面をもつ。結婚と同義であるが、法律用語としては必ず婚姻が用いられて、わが国では婚姻届がなされた夫婦のみが法律上の夫婦とされる」。（濱嶋・竹内・石川編 2005:201）

つまり、婚姻とは、単に男女の性的結合を示すのではなく、諸々の権利＝義務関係を伴う社会的な公認システムの一つである。重要なのは、配偶関係の成立を「社会」が認めるということであり、婚姻は社会との関係の上にのみ成り立つということである。

では、日本社会はどんな配偶関係を夫婦として認めているだろうか。日本での法律婚の成立の条件としては、たとえば、婚姻の当事者間に婚姻をする同意があること、異性同士であること⁶、男子 18 歳、女子 16 歳以上であること、重婚でないこと、直系血族または 3 親等内の傍系血族でないことなどがある。また、法律婚は戸籍法の縛りも受けることになるので、夫婦は姓（氏）を統一しなければならず、その場合、妻が夫の姓に合わせ、夫が戸籍の筆頭者になるのが一般的である。これらは婚姻の実質的要件であり、他にも形式的要件として婚姻の届出をすることなどがある。

この現行の婚姻制度がつくられたのは、明治時代であるといわれている。歴史を辿ると、江戸時代にキリスト教が伝来し、貞操観念を重視するキリスト教の宣教師たちによって一夫一婦制が日本にもたらされた。急激な西洋化を推し進めていた明治政府により、明治 31 年に一夫一婦制が民法に制定され、日本では夫婦であることが社会によって認められること、婚姻を結ぶことで優遇を受けられることが数多く存在したのである。1970 年代の後半には戦後の高度成長期が終わり、低成長期に入ってからは福祉政策の見直しが盛んに行われるようになった。自民党は「日本型福祉社会の創造」を運動方針に掲げ、1979 年

⁶ 同性婚を法律婚として認めない理由として、日本国憲法第 24 条の「婚姻は、両性の合意にのみ基づいて成立」という条文の存在がある。ただし、この条文の解釈をめぐっては法学者でも意見が分かれている。（窪田 145:146）

に大平首相が打ち出し、1980年代に導入された一連の政策は、「家庭基盤の充実」政策と呼ばれ、その政策のなかで打ち出されたのは、配偶者控除⁷の引き上げやサラリーマンの妻だけが年金の掛け金を払わなくても良いという第三号被保険者制度⁸の導入、贈与税・所得税の配偶者特別控除⁹の導入などである。これは「責任と負担・自助・相互扶助」を強調したものであった。福沢によれば、このような政策は主婦労働の価値を認めているかのようであって、一方では女性の就業や結婚後の夫婦共働きには対しては抑制する効果があり、「配偶者控除」や「配偶者特別控除」の存在は、女性の就労意欲を抑え、パートタイマーの賃金相場を下げている点や、基本的人権である働く権利を女性から奪っているという意味では、「制度的間接差別」とも考えられるものである。また、独身世帯や共働き世帯と比較して専業主婦や一定収入以下の妻を持つ世帯だけが税制上の優遇を受けることになり、世帯間に不公平感が生じるという。¹⁰

2. 3 近代家族の変容

明治期につくられた「近代家族」は、1990年代以降の日本社会の変化によって様々な点で変容している。まずは性別役割分業への考え方の変容を追っていこう。

内閣府による意識調査では、過去約40年のあいだに数回にわたって性別役割分業意識についてたずねているが、この40年を通してみるとその意識は少しづつ変化していることがわかる。「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、賛成か反対かについて質問したところ、昭和54年の調査結果では、『賛成』（「賛成」「どちらかといえば賛成」の合計）とする回答が70%を超えており、平成21年の調査結果では、そのような考え方は41.3%となっており、『反対』（「反対」「どちらかといえば反対」の合計）とする回答（55.1%）が上回っている。また、男女別に検討したところ、男性的回答はこれまで『賛成』が『反対』を上回っていたが、平成21年の調査において、調査開始以来、初めて『反対』が『賛成』を上回る結果となっている（賛成45.9%、反対51.1%）。¹¹

⁷ 納税者に所得税法上の控除対象配偶者がいる場合には、一定の金額の所得控除が受けられる。国税庁HP「No.1191 配偶者控除」

<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1191.htm>（最終閲覧日 2016/12/09）

⁸ 年金の第3号被保険者とは、第2号被保険者の配偶者で、第2号被保険者の収入によって生計を維持する20歳以上60歳未満の人です。第3号被保険者の要件として、夫が第2号被保険者（会社員、公務員、私立学校の教師等）で、その夫によって生計を維持されている20歳以上60歳未満ということで、例えば、第2号被保険者のパートの妻は第3号被保険者になることはできない。

<http://www.office-onoduka.com/nenkinblog/2007/04/3.html>（最終閲覧日 2016/12/09）

⁹ 配偶者に38万円を超える所得があるため配偶者控除の適用が受けられないときでも、配偶者の所得金額に応じて、一定の金額の所得控除が受けられる場合がある。国税庁HP「No.1195 特別配偶者控除」<https://www.nta.go.jp/taxanswer/shotoku/1195.htm>（最終閲覧日 2016/12/09）

¹⁰ 日経ウーマンオンライン「働く女性の40年史」

<http://wol.nikkeibp.co.jp/article/column/20090928/104242/>（最終閲覧日 2016/11/24）

¹¹ 内閣府男女共同参画局「既存調査結果」

このように男性も女性も従来の役割分業に対する意識は薄れつつある。この意識の背景としては、産業構造が変容し、経済の低迷と男性の雇用の不安定化、さらに女性の高学歴化により、男性を唯一の稼ぎ手とする従来のスタイルは実現困難になった。グローバリゼーションの進展によって多くの中産階級は下層に押し出され、近代家族は中産階級の特権と化したのだ。これによって共働き家庭は増加し、1986年に男女雇用機会均等法、1992年には育児休業法が施行されるなど、女性の雇用を後押しする政策が打ち出された。このようにして従来の役割分業意識は薄れたのにも関わらず、前にも述べたように多くの家事を女性が担い、他の国と比較しても、夫婦で十分な分担がされているとはいえない現状がある。このように、意識と行動にギャップがあることが問題であり、このことが女性の不公平感を募らせると考えられる。

次にロマンティックラブ・イデオロギーの変化についてみていく。かつては一生に一度の恋に落ちた男女が結婚し、子どもを産み育て添い遂げる、つまり愛と性と生殖が結びつけられて考えられていた。

そして特別な理由がない限りすべての人が結婚することが当たり前であった。しかし現在は結婚に対する考え方方が変化している。2002年の第12回出生動向基本調査によれば、「生涯を独身で過ごすというのは、望ましい生き方ではない」「いったん結婚したら、性格の不一致くらいで別れるべきではない」といった項目では、今回調査でも約半数が支持(「まったく賛成」「どちらかといえば賛成」)しているものの、その割合は減少する傾向が見られ、結婚という形式に対する支持は揺らいでいるように見える。¹²

また「男女共同参画に関する世論調査」(内閣府)によれば、結婚に対する考え方として、「どちらかといえば賛成」を含めると70.0%が「結婚は個人の自由である」と考えており、1992(平成4)年時点(62.7%)と比較すると、約7ポイント増加している。特に、20歳代、30歳代では9割近くが結婚は個人の自由であるという考え方に対する「(どちらかといえば)賛成」としている。さらに、日本放送協会(NHK)が実施している世論調査「日本人の意識調査」によると、「人間は結婚するのが当たり前だ」という考え方への賛成は2008(平成20)年時点で約35%となっており、1993(平成3)年と2008年を比較すると、15年間で約10ポイント低下している。さらに遡って見てみると、1984(昭和59)年の調査では「人間は結婚してはじめて一人前になる」という考え方について約60%の人が賛成していた。こうしたことから「必ずしも結婚する必要はない」という考え方への賛成が増加している傾向が見てとれる。¹³

このように皆婚規範が弱まり、親や家のためではない個人主義が広まりをみせ、結婚するかしないかの自由度が高まり、結婚が人生の選択肢の一つとして考えられるようになっている。

http://www.gender.go.jp/research/kenkyu/dansei_ishiki/pdf/chapter_3_3.pdf (最終閲覧日 2016/11/24)

¹² 国立社会保障・人口問題研究所「第12回出生動向基本調査」

<http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou12/chapter6.html#6> (最終閲覧日 2016/12/13)

¹³ 厚生労働省「結婚に対する意識」

<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/kousei/13/dl/1-02-2.pdf> (最終閲覧日 2016/12/13)

また、恋愛に対する考え方も変化している。前述のデータによると、「男女と一緒に暮らすなら結婚すべきである」への支持が減り、「結婚前の男女でも愛情があるなら性交渉を持ってかまわない」という考えに対する支持が増えるなど、男女のパートナーシップのあり方についての態度にはっきりとした変化がうかがえる。¹⁴恋愛規範が変化しただけでなく、セックスフレンド、つまり夫婦や恋人といったパートナー以外の異性と性行為のみの関係という新たな関係性も存在する。女性向け雑誌「anan」によるセックスに関するアンケートによると、64%、およそ3分の2の女性が恋人以外の男性との性行為の経験があり、一夜限りの関係を結んだことがあるという女性の割合も65%にのぼるというデータからみても、性交渉に対するハードルは下がっているといえる。またセックスフレンドがいるか？という問い合わせにたいし、「いる」と答えた女性は18%にのぼり、およそ5人に1人の女性がセックスフレンド持ちであるという結果がある。¹⁵また最近は「ソフレ（添い寝フレンド）」、すなわち添い寝をするだけの関係性も存在し、性や恋愛に関する考え方はどんどん変化している。愛と性の一致という規範が大きな揺らぎをみせている。

このように愛と性と結婚は必ずしも結びつくものではなくなった。では生殖と結婚の結びつきはどうだろうか。

日本では、「子どもの出生は婚姻内で」と考える人が大多数を占める。その証拠に、海外と比較すると非嫡出子（婚外子）は少ない。2003年OECDの非嫡出子比率によると、アイスランド63.6%、スウェーデン56.0%、ノルウェー50.0%と北欧諸国では半数以上が非嫡出子であり、他でもフランス45.2%、アメリカ45.0%となっており、その割合と比較すると日本の1.9%がいかに低い数字かわかる。¹⁶このことから日本では結婚と生殖は未だに強固に結びつき、日本の伝統的な家族制度が機能しているといえるだろう。しかし私が着目したいのは、少しづつではあるが非嫡出子比率が近年日本でも上昇しているということである。1951年を最後に、低いときは1%に満たない年もあった比率が、1990年から割合は上昇し続け、2005年には2%を超えた。また「子どもの出生は婚姻内で」と同時に「結婚したならば子どもをつくる」という家族規範が根強くあったが、戦後約3%で安定していた子どもをもたない夫婦の割合が、近年急激に5%を超えてきている（千田2011:90）。非嫡出子比率、子どもをもたない夫婦の割合の緩やかな上昇から、結婚と生殖の結びつきも少しづつではあるが揺らぎをみせているといえるだろう。そしてこの二つの割合の緩やかな上昇は、伝統的な家族制度の枠組みのなかに当てはまらない、または当てはまるのを拒否する家族の存在を示すのではないだろうか。

また母性イデオロギー、家庭イデオロギーも変容をみせている。これらの規範の変化については以下の2点が挙げられる。一つ目は共稼ぎ家庭の増加である。戦後少なかった共

¹⁴ 国立社会保障・人口問題研究所「第12回出生動向基本調査」

<http://www.ipss.go.jp/ps-doukou/j/doukou12/chapter6.html#6>（最終閲覧日2016/12/13）

¹⁵ anan「No.1670 読者1070人にアンケート！みんなのsexわたしのsex」（マガジンハウス）<http://magazineworld.jp/an-an/an-an-1670>（最終閲覧日2016/12/13）

¹⁶ 株式会社日本総合研究所「少子化対策は根本的見直しを」

<https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/other/pdf/2581.pdf>（最終閲覧日2016/12/14）

稼ぎ家庭は次第に増加し、1991年育児休業法が制定、1997年には片稼ぎ家庭の数と逆転した。これによって母性規範、すなわち専業主婦による子育てという規範は緩まった。二つ目に、家庭における暴力が認識されたことが挙げられる。以前は「しつけ」の名の下に、子どもへの暴力は立ち入るのが難しい領域であった。しかし1990年代には、アルコール依存症などの機能不全の親をあらわす「アダルト・チルドレン」や1999年スザン・フォワードの「毒になる親」が翻訳されたことで子どもの人生に有害な影響を与える親である「毒親」という言葉が広がり、子どもに対する親の精神的な暴力が明るみにされた。また、2000年には自動虐待防止法、2001年にはDV禁止法が制定され、親から子どもへの暴力と配偶者間の暴力が法的に取り締まられるようになった。このように母性神話は崩され、家族は「あたたかく、仲の良い」だけでなく、暴力をも横行する場であるということが認識された。

2. 4 家族の何が問題なのか

ここまで結婚規範と恋愛規範の変化から性と愛と結婚が必ずしも結びつかなくなったこと、そして母性神話の解体と家庭はあたたかい場所であるという認識と現実のズレを述べてきたが、では一体何が問題なのであろうか。それは、家族を取り巻く様々な規範が変化しているなかで、未だに「近代家族」が理想として捉えられていることであり、そしてそれを支える家族を取り巻く制度の存在である。性別役割分業による近代家族という形態は実現が困難になっているのにも関わらず、未だに私たちは偶像として理想化し追い求めているが、それは幻想にすぎないのである。ないものを無理して追い求めるからさまざまな場所で歪みが生じる。役割分業により多くの女性は家事分担について不公平感を感じ、愛情の名の下に家事労働が無償労働として搾取されている。またこの制度の枠組みに当てはまらない人たちは生きていくことが難しい社会になっている。これだけシビアな世の中だからこそ、結婚に対して重視することがロマンスからスペックへと変わっているのではないだろうか。元はコンピューター用語であるスペックという言葉が、男性の学歴や収入、身体的な特徴などを含めたレベルを表現するときに使われ、高学歴高収入高身長のハイスペック男子が世の女性の理想の結婚相手として不動の地位を築いているのは、女性の不安感の表れではないか。また、就職活動の「就活」ならぬ「婚活」の流行も同様の事態を示しているだろう。現代は配偶者の選択は、就職活動のように、「結婚活動」＝「婚活」が必要なのである。自分が一生勤める（可能性のある）企業を分析し、自分に合うかを検討し、企業との対話を経て選ばれれば就職するという就活と、結婚が同じようなものになっているのである。

また非嫡出子や子どもをもたない夫婦、それ以外にも本論文では記述していないがセクシャルマイノリティの家族・パートナーシップやひとり親家庭、ステップファミリー、事実婚カップルなど伝統的な家族制度の枠組みのなかに当てはまらない多様な家族が出現し、もはや「普通の家族」は存在しないのにも関わらず、多くの人はそういったことを認識していない。家族ほど「当たり前」なものはなく、疑いの目を向けようとはしない。そして結婚という形式に対する疑問はまったくといって良いほど持っていないのである。しかし真の問題は、結婚という男女の性の結びつきを唯一のあるべき絆として形成される家族を、

公的機関がその神聖性を担保していること、そしてそれが国家を支えるシステムの一部になっているということである。

3. 近代家族を超えて

3. 1 あるべき〈家族〉とは

2章までは、「近代家族」の成立と変容、そしてその問題点について見てきた。では、どうすればその問題点を克服できるだろうか。

性別役割分業についていえば、先行研究に夫の家事参加を増やすことで、夫婦の結婚満足度が高まる可能性を指摘しているものがある。これによれば、夫婦の会話を増やし、夫の家事参加を増やすことで、夫と妻が互いを対等に評価するようになり、妻の役割分担の負担感が軽減されて、夫婦双方の結婚満足度が高まる可能性があるというのだ（永井・松田 2007:83-88）。

このように夫婦双方が利他的な態度で相手を尊重し行動するのは、自分の家族をみても、重要なことであるというのはわかる。私の両親は共働きであったが、父親は毎日定時で仕事を終わらせ私を送り迎えし、後から帰ってきた母親が夕飯を作り、その片付けは父親がしていた。同世代の友人の両親の役割分担の話などを聞くと、私の両親は協力し合おうという姿勢があり、母親からも家事に対する愚痴をあまり聞いたことはない。このようにある程度家族内で解決できる問題もあるかもしれないが、これでは本質的な家族の問題は解決されない。

ファインマンは、ケアが公正に、そして十分に担われるためには、国家が保護すべき対象としての家族を、男女の性愛で結ばれた夫婦とその子となる単位（これをファインマンは「性的家族」と呼ぶ）ではなく、「母子」の対とすべきだと論じている（Fineman 1995=2003: 第9章）。ただし、ここでの「母子」関係とは、育児・介護など、ケアする者とケアされる者のメタファーであり、「母」は女性や産んだ母親に限らないし、一対一とも限らないことには注意が必要である。私たちが、赤ちゃんのとき、病気のとき、老いたとき、など誰かに依存しケアされなければならない状態を経ることは必然である。これまでケアの担い手という役割はもっぱら女性が引き受けたが、ケアの担い手はその人自身が依存の状態に陥りやすいのである。子どもや高齢者などの「一次的依存」に対して、依存的な他者を抱え込んだことによって発生する状態を、ファインマンは「二次的依存」と呼ぶ。例えば、子どもの出産・育児を終えた女性がいざ仕事を見つけようとしても、一人で生計を立てることのできるレベルの職に就くことは非常に難しいことは、この「二次的依存」の広く認知されている例である。このようなケアの依存の悪循環は、これまでにはっきりと認知されることはなかった。なぜだろうか。それは、夫・父が妻子を養うのは男として当然であるし、妻・母が子どもや家族の面倒を見るのも愛情があるから当然である、と考えられてきたからである。このような事態をファインマンは「依存の私事化」と呼んでいるが、この「依存の私事化」は、性的家族を前提とする限り必ず生じるとファインマンは主張する。

であるとすれば、ケアをし、ケアされるという関係性こそ「家族」として保護され、優遇されるような社会的権利が与えられれば、この問題を解決できるはずである。ファインマン自身はここでは具体的な策はあげていないが、国からの十分な金銭的な保障や、ケアを一人ではなく、複数人で協力して行えるような方策が用意されるべきであろう。しかしここまで読んできて、ファインマンが提唱するこの変革は、理想的すぎて机上の空論に過ぎないと思う人が少なからずいるであろうということは想像するに難くない。それは、「ケアをする」ということが、つらく苦しいものであり、プラスのイメージとは結びつかないと考える人が多いからであろう。しかし、ファインマンが提唱するような生の基盤の変革が起きればケアをすることへの意識も変わってくるのではないだろうか、と私は考える。

「ケアをする」ということがマイナスからプラスのイメージへ、つまり「ケアをする」ということがどんな場面でも、個人の生活を犠牲にしたりすることではなく、人々の間の豊かなつながりを生むものもある、という考え方への発想の転換もありうるのではないかだろうか。少し突飛な例であるが、私とペットとの関係を例に出す。私は犬を飼っていたことがあるのだが、もちろん犬の世話は大変で、散歩やエサやりのために長く家を空けることができなかつたり、生活が犬を中心回っていた。しかし共に時間を過ごすなかで親しみや愛着が湧き、犬は私にたくさんの癒しを与えてくれるかけがえのない存在であった。また、散歩中に出会う他の飼い主との他愛のない会話は私の密かな楽しみであり、日々の憂鬱を少しだけ癒してくれた。この例は人間の犬の例であり極端なものに感じられるかもしれないが、このようにケアに対して少しずつプラスのイメージへと転換が行われ、人々のケアに対するイメージが変わっていくことは、いささか机上の空論ではないのではないか。また、ケアの単位が公的に守られ、豊かな心のつながりを生むものというイメージがあれば、ケアを担おうとする人もこれから増えてくるのではないだろうか。

3. 2 多様な家族の可能性

あるべき〈家族〉の形はケアの単位を中心とした家族であると述べてきたが、最後に述べたいのは、それと同時に自分のライフスタイルに合わせて家族形態を選択できるような社会が望ましいのではないかということである。

私たちは「最後に頼れるのは家族だけ」という言葉をよく耳にするが、この言葉が意味することはなんだろうか。なぜ最後に頼れるのは友人ではなく家族だけなのか。それは、法や制度がそう定めているからである。例えば、信頼し、密な関わりを持ち続けている友人が突然事故に遭い、自分で意思決定ができなくなった場合、本人に代わって最良の治療をその友人が選択してあげたくとも、医者は長年音信不通であった血縁者にその決定を委ねるだろう。このようにいくら本人の意思や実態が友人の方が親しく、信頼できる存在であると思っていても、制度的にみると「あてにならないもの」とされてしまうのだ。

もっとも親しい人＝血縁者や配偶者であるとしているのは、本人の意思や実態ではなく、制度なのである。であるとすれば、もし前節で述べたように、私たちの生きる基盤の新たな変革が行われれば、もっと多様な、自由なつながりを「最後に頼れる」家族として選ぶことが可能になるのではないだろうか。ある人は法律婚ではなく事実婚を選択し、ある人

は結婚はせずとも子どもが欲しいという願望をかなえ婚外子をもつ。そしてそれらが公的に保障されれば、すべての人にとって、「家族」が今よりもずっと暮らしやすいものになるだろう。今こそ私たちは「当たり前」を疑い、「家族」についての再検討を行うことで、近代家族を超えていくことができるのではないだろうか。

おわりに

本論文では、性別役割分業と婚姻制度という観点から近代家族を捉え、近代家族が抱える問題点とは、家族を取り巻く様々な規範が変化しているなかで未だに「近代家族」が理想として捉えられていること、そして近代家族へと引き戻すかのような姿勢を持った諸制度の存在であることを論じた。事態の克服のためには、「家族」の中心を、結婚を媒介として結びつけられていた男女の性の結びつきから、ケアする者とケアされる者の結びつきであるケアの単位へと転換することであり、それによって、これまで制度に規定されていた人間関係以外にも「家族」への扉が開かれ、すべての人にとって「家族」がより良いものへと変わることのできないことであった。

この転換のためには制度の大きな変革が必要である。現在、家族が資本主義社会を支えるシステムの一部になっている以上、この変革は難しいものであろう。反省の一つとして、本論文の中で、家族をめぐる制度の変革や創造まで考察できなかったことがあるが、これを残された課題として挙げておく。しかし、難しいから、といって何も考えずに思考停止になるのではなく、新しい家族の可能性を私たち一人ひとりが考え続けるべきではないだろうか。そもそも、なぜ私たちの多くが新しい家族の可能性を探ろうとしないのかといえば、自分は「ふつう」であると考え、「特殊な家族」の話をしていると距離をおくからである。しかしこの感覚こそ、自分と違う人を排除するという差別の意識が働いており、その排除した上での状態だけを「ふつう」であるとする仕組みが成立しているのである。「当たり前」を疑い、新しい家族の可能性を探るという姿勢は、広い視野で見れば、様々な差別や現代問題を考える糸口になりえるのではないだろうか。当たり前にあるからこそ、家族について考えることはとても難しいが、今後も考え続け、理解を深めていきたい。

参考・引用参考文献

- 上野千鶴子, 1990, 『家父長制と資本制-マルクス主義フェミニズムの地平-』 岩波書店
梅棹忠夫ほか監修, 1995, 『講談社カラー版日本語大辞典』 講談社
落合恵美子, 1989, 『近代家族とフェミニズム』 効草書房
落合恵美子, 1996, 「近代家族をめぐる言説」、『岩波講座現代社会学 第19卷〈家族〉の社会学』 岩波書店
窪田充見, 2013, 『家族法 民法を学ぶ』 有斐閣

- 千田有紀, 2011, 『日本型近代家族 どこから来てどこへ行くのか』 勁草書房
- 永井暁子・松田茂樹編, 2007, 『対等な夫婦は幸せか』 勁草書房
- 西川祐子, 1991, 『近代国家と家族モデル「ユスティティア」第2号』 ミネルヴァ書房
- 二宮周平, 2007, 『家族と法一個人化と多様化の中で』 岩波新書
- 濱嶋朗・竹内郁郎・石川晃弘編, 2005, 『社会学小辞典 新版増補版』 大日本法令印刷株式会社
- 布施晶子, 1993, 『結婚と家族』 岩波書店
- 松信ひろみ編, 2012, 『近代家族のゆらぎと新しい家族のかたち』 八千代出版株式会社
- 村上錦吉, 1999, 『婚姻の法社会学』 西日本法規出版株式会社
- 牟田和恵編, 2009, 『家族を超える社会学 新たな生の基盤を求めて』 新曜社
- 牟田和恵, 2006, 『ジェンダー家族を超えて 近現代の生／性の政治とフェミニズム』 新曜社
- 山田昌弘, 1994, 『近代家族のゆくえ一家族と愛情のパラドックス』 新曜社
- E・ショーター, 1987, 『近代家族の成立』 昭和堂
- E・バタンデール, 1998, 『母性という神話』 筑摩書房
- Fineman, Martha A. 1995 The Neutered Mother, the Sexual Family, and Other Twentieth Century Tragedies. New York: Routledge. =M・ファインマン著, 上野千鶴子監訳・解説,
- 速水葉子・梶田信子訳, 2003, 『家族、積みすぎた方舟 : ポスト平等主義のフェミニズム法理論』 学陽書房
- I・イリイチ著, 玉野井芳郎・栗原彬訳, 1982, 『シャドウ・ワーク : 生活のあり方を問う』 岩波書店
- S・フォワード, 1999, 『毒になる親』 每日新聞社
- T・パーソンズ・R・F・ベールズ著, 橋爪貞雄訳, 1981, 『家族』 黎明書房